

高知県交通安全協会広告事業の実施に関する掲載基準

第1 趣旨

この基準は、高知県交通安全協会広告事業実施要綱第2条第3項に規定する広告主及び広告内容に関する掲載基準について定めるものとする。

第2 広告主及び広告内容に関する掲載基準

1 広告主

次に掲げる者は、広告主とすることができない。

- (1) 交通ルールを遵守しないところ又は正しい交通マナーを実践しないと認められる企業又は団体
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員、その他これらに準じる者が経営若しくは運営する企業又は団体
- (3) その他協会の設立趣旨、目的、公益性等に照らして相応しくないと認められる企業又は団体

2 広告内容

次に掲げる内容のものは、掲載することができない。

- (1) 内容、責任の所在が不明確なもの
- (2) 虚偽又は事実と異なる内容を含むもの
- (3) 誤認されるおそれのある内容を含むもの
- (4) 個人の氏名などプライバシーや著作権、財産権を侵害するおそれのあるもの
- (5) 国内世論が定まらず賛否両論のあるもの
- (6) その他交通安全広告としての掲載が適当でないと認められるもの

第3 広告欄の明示

広告欄には、「広告欄」の文言を記述するなどの方法により、当該欄が広告欄であることを明確に区別しなければならない。

附則

この基準は、平成26年11月10日から施行する。

附則

この基準は、平成29年5月29日から施行する。